

平成25年度 国立淡路青少年交流の家 研修支援事業

調査研究・プログラム開発 小学校モデル事業 実施要項

1 事業趣旨

平成23年度から完全実施されている新学習指導要領では、集団宿泊活動の実施を重点的に推進することとなっている。そこで、「集団宿泊活動」を実施する小学校と交流の家で、各学校の実情に応じたプログラムをデザインすることにより、児童の健やかな育成に資する。

2 主 催

独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家

3 実施場所

国立淡路青少年交流の家・モデル校

4 モデル校の選定について

国立淡路青少年交流の家を利用する小学校を公募し、交流の家が選考する。

5 内 容

- (1) 国立淡路青少年交流の家は「IKR評定用紙（簡易版）」によって児童の変容を分析する。
- (2) 交流の家の活動プログラムを紹介するとともに、集団宿泊活動全体のプログラムデザインについて指導助言を行う。
- (3) モデル校教職員は施設訪問により交流の家施設の概要を知るとともに、活動プログラム等を検討後、集団宿泊活動全体のプログラムをデザインする。
- (4) 実施後に交流の家職員がモデル校を訪問し、実施した集団宿泊活動の教育的効果等について評価するため協議をする。
- (5) 事業内容と成果については、集団宿泊活動の実施を予定している学校等に提示する。

6 その他

- (1) 交流の家職員は、集団宿泊活動全体のプログラム作成に向けてモデル校の集団宿泊活動におけるねらいや児童の実態を十分に掌握する。
- (2) モデル校教職員、交流の家職員が、相互に協議等のために訪問する際の旅費については、所属団体に執行するものとする。
- (3) 「IKR評定用（簡易版）」による児童の意識変容調査については、モデル校で実施し、その集計等は交流の家が行うものとする。
- (4) 活動の状況を撮影した写真・ビデオ等は、交流の家における事業報告等に使用するものとする。ただし、個人情報については、「独立行政法人国立青少年教育機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規定」等に基づき適切に管理するものとする。